

# 土砂災害の種類

土砂災害とは、がけ崩れ、土石流、地すべりのことをいい、勾配の急な山やがけ、渓流のある地域に発生します。土砂災害のほとんどは、雨や地震に起因して突然発生します。特に長雨や大雨の場合は、大量の水分が地中にしみ込み、その量が多いほど斜面の土が弱くなり、災害の発生する可能性が高くなります。このため、災害が発生するおそれのある区域をあらかじめ把握し、大雨などの際には気象情報の収集を行い、身の危険を感じたら早めの避難を心がけてください。

## ◆がけ崩れ

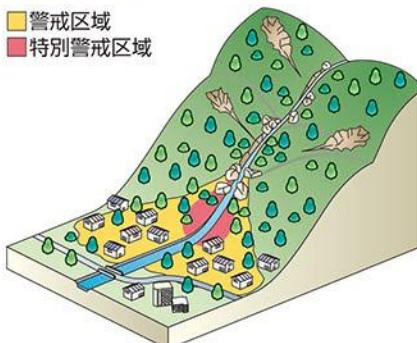
■警戒区域  
■特別警戒区域



雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象です。

## ◆土石流

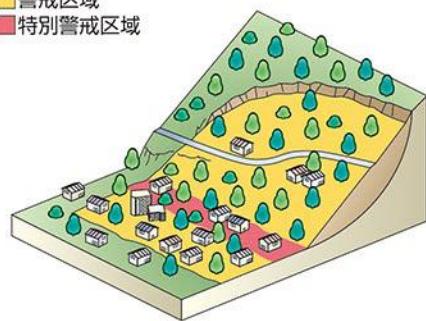
■警戒区域  
■特別警戒区域



山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象です。

## ◆地すべり

■警戒区域  
■特別警戒区域



雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象です。

## 土砂災害防止法<sup>\*</sup>に基づく区域指定

富士市内には、土砂災害の危険か所が231箇所あります。これらの箇所を調査し、平成20年度から土砂災害防止法<sup>\*</sup>に基づく土砂災害警戒区域等の指定が静岡県により行われています。(調査の結果、区域に指定されない場合もあります。) 指定された区域では次の措置がとられます。

\*土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

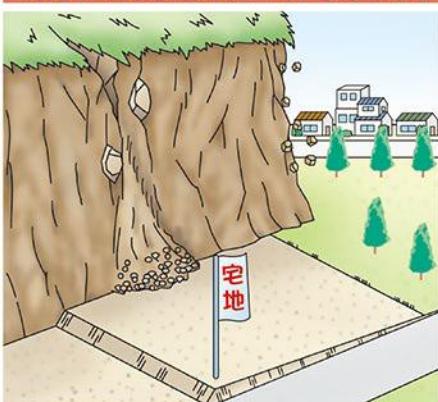
### ◆土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

がけ崩れ等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

### ◆土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

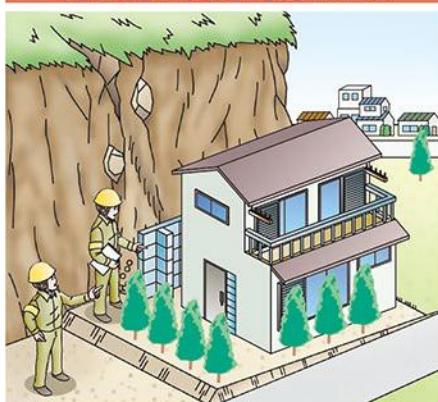
がけ崩れ等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、下記のような一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われます。

#### 特定の開発行為に対する許可制【静岡県】



宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従つたものに限って許可されます。

#### 建築物の構造規制【富士市】



居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

#### 建築物の移転勧告【静岡県】



著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。